会計検査院等の検査における指摘について

令和3年度、会計検査院の検査において、県が指定する障害福祉サービス等事業者が<u>報酬の過大</u> 請求(定員超過利用減算未適用)について指摘を受ける事例が発生しました。

国・県等の検査(実地指導)において指摘を受けた場合、過去5年度分までさかのぼり、報酬の過大請求に係る返還額を算定したり、必要な書類を作成するなど、多大な労力を要します。

障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等 において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行うよう、十分注意してください。

◆定員超過利用減算について

- ・以下に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。
- ・減算の場合、算定される単位数は所定単位数の70%となります。

対象サービス		障害福祉サービス事業所等		障害児通所支援事業所等	
減算の対象		生活介護、自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型	療養介護、短期入所、 宿泊型自立訓練、 施設入所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関を除く。)、放 課後等デイサービス、基準該当通所 支援	障害児入所支援(指定発達 支援医療機関 を除く。)
1日あたりの 利用実績	<u>利用定員</u> 50人以下 <u>※2</u>	利用者数 > <u>利用定員</u> ×150%	利用者数 > 利用定員×110%	利用者数 > 利用定員×150%	
	利用定員 51人以上 <u>※2</u>	利用者数 > (<u>利用定員</u> -50)×125%+75	利用者数 > (利用定員-50) ×105%+55	利用者数 > 利用定員+(利用定員-50) ×125%+25	
直近の過去 3か月間の 利用実績	<u>利用定員</u> 11人以下 <u>※1</u>	過去3か月間の延べ利用者数 > (<u>利用定員</u> +3)×過去3か月間の 開所日数 <u>※2</u>	過去3か月間の延べ 利用者数 > <u>利用定員</u> ×過去3 か月間の開所日数 ×105%	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員+3)×過去3か月間の 開所日数	過去3か月間 の延べ利用者 数 > 利用定員× 過去3か月間 の開所日数 ×105%
	<u>利用定員</u> 12人以上 <u>※1</u>	過去3か月間の延べ利用者数 > <u>利用定員</u> ×過去3か月間の開所 日数×125% <u>※2</u>		過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員×過去3か月間の開所 日数×125%	

直近の過去3か月間の利用実績において、2つある計算式のうちどちらを用いるか判断する<u>利用定員(</u>※1)は、<mark>多機能型事業所の場合は、複数のサービスの利用定員の合計数</mark>で判断し、計算で用いる<u>利用定員(</u>※2)はサービス単体の利用定員を用いる。

例: 就労継続支援A型10人、就労継続支援B型20人=合計30人

↑合計利用定員数が12人以上であるため、いずれのサービスも「12人以上」の場合の計算式を用いる。

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

1.事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所(以下「事業所」という。)においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算 の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

2.定員超過について

(1) 基本原則

事業所は、指定基準 (※) において<u>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス(以下「通所支援」</u>という。) の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、<u>災害、虐待その他のやむを得ない事情(以下「やむを得ない事情」という。)がある場合は、</u>この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に 可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを 得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断し て差し支えないと考えてよいか。

ア障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、<u>障害児</u>の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに 是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q&Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、 1月における利用児童数(やむを得ない事情がある障害児の数は除く)の合計人 数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとす る。

例》利用定員10人、1月の開所日数が22日の場合

●10 人×22 日=220 人(延べ障害児数)

⇒障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が220人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

3.定員超過利用減算について

原則、次の(1)及び(2)の範囲の定員超過利用については、適正なサービス の提供が確保されることを前提に可能とする一方、(1)又は(2)の範囲を超え る定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正 なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、 当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

(1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

①利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。)に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1)定員10人の場合···10人×1.5=15人

- ●1日の障害児の数が 15 人: 定員超過利用減算とならない。
- ●1日の障害児の数が 16 人: 定員超過利用減算となる。

(例2)定員5人の場合···5人×1.5=7.5 人→8人(小数点以下切り上げ)

- ●1日の障害児の数が8人:定員超過利用減算とならない。
- ●1日の障害児の数が9人:定員超過利用減算となる。

②利用定員51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に 100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、 当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

- · (例)定員60 人の場合···60 人+(60 人-50)×0.25+25=87.5 人→88 人(小数点以下切り上げ)
 - ●1日の障害児の数が88人:定員超過利用減算とならない。
 - ●1日の障害児の数が89人:定員超過利用減算となる。

(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

①利用定員12 人以上の場合

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例)利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合

- ●30 人×22 日×3月=1,980 人
- ●1,980 人×1.25=2,475 人(受入可能延べ障害児) ⇒3月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

②利用定員11 人以下の場合

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所 日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例)利用定員10人、1月の開所日数が22日の場合

●(10 人+3)×22 日×3月=858 人(受入可能延べ障害児)⇒3月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1)及び(2)と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う<u>複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能</u>人数を算出するものとする。

- (例1)利用定員30 人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10 人、生活介護の利用 定員20 人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算
 - ●児童発達支援···10 人×1.5=15 人
 - ●1日の障害児の数が 15 人:定員超過利用減算とならない。
 - ●1日の障害児の数が 16 人: 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
 - ●生活介護····20 人×1.5=30 人
 - ●1日の障害者の数が30人:定員超過利用減算とならない。
 - ●1日の障害者の数が 31 人:定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)
- (例2)利用定員30 人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算
 - ●児童発達支援
 - ●10 人×22 日×3月=660 人
 - ●660 人×125%=825 人(受入可能延べ障害児数)
 - ⇒3月間の総延べ障害児数が825人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
 - ●生活介護
 - ●20 人×22 日×3月=1,320 人
 - ●1,320 人×125%=1,650 人(受入可能延べ障害者数)
 - ⇒3月間の総延べ障害者数が 1,650 人を超える場合、生活介護は減算となる。

(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(1) ~ (4) の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1)又は(2)の範囲を超える定 員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているい わゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービス が確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保され<u>ているかどう</u> かはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること (例:利用人数が 12 人の<u>場</u>合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準(例:利用定員10人の場合で12人利用するときに、児童指導員又は保育士を2人配置)のまま定員超過することもやむを得ないものとする。